

第三 推計方法

目次

一 昭和二十六年年度	四八	頁
(一) 国民総生産費	四八	
(1) 分配国民所得	四八	
(2) 調整項目等	六一	
(二) 国民総支出	六四	
二 昭和二十一年度乃至二十五年年度	七〇	
(一) 国民総生産費	七〇	
(1) 分配国民所得	七〇	
(2) 調整項目	八〇	
(二) 国民総支出	八一	
三 昭和九、十、十一年	八六	
(一) 国民総生産費	八六	
(1) 分配国民所得	八六	

(2) 調整項目	八九	頁
(二) 国民総支出	八九	
附		
一 昭和二十六歴年新旧推計方法の相異	九二	
(一) 国民総生産費	九二	
(1) 分配国民所得	九二	
(2) 調整項目	九七	
(二) 国民総支出	九七	
二 政府 収入	一〇〇	
三 家計調査による個人消費支出	一〇五	

第三 推計方法

以下において第二統計諸表に示された国民所得の主要系列について、その推計方法を、昭和二十六年と昭和二十一年度ないし二十五年、ならびに戦前（昭和九～十一年）にわけて概説し、あわせてその概念についても若干ふれることとした。

一 昭和二十六年

(一) 国民総生産費

(1) 分配国民所得

分配国民所得は一国の居住者の生産活動によつて発生し、生産諸要素に帰属する現金および現物の所得の総額を意味するものであつて、当該居住者に実際に支払われても当該期間に発生しない所得は理論的にはふくまれない。しかし実際の推計ではこの点を調整することはきわめて困難な状態である。

(A) 勤労所得

これは賃金俸給所得とその他の被傭者報酬からなり、前者は、常備日傭を問わず雇傭契約によつて被傭者の地位にある人々の賃金俸給（重役報酬をのぞく）所得であつて、臨時の給与、賞与、現物給与等がふくまれ、後者は、重役報酬、社会保険料の雇傭主負担分、議員歳費、チップの外に被傭者が兼業としてうける勤労所得などからなる。これ

らの所得は所得税控除前のものである。

(a) 賃金俸給所得

この所得は産業別によつて推計している。

(イ) 農林水産業 農業はまず二十五年について、後述の農業個人業主所得を基礎として、これに農家経済調査で求めた全府県平均一戸当り所得に対する同支払賃金（現物をふくむ）の比率を乗じて求め、さらに右の支払賃金の四半期別趨勢で四半期別所得を算定し、二十六年度は、右の二十五年第四・四半期分を基準としてその後の農家経済調査（農林省調）で求めた全府県平均一戸当り支払賃金の趨勢により延長推計した。

林業は二十四年について、まず国有、民有林別の素材、木炭、薪および特殊林産物の生産額（林野庁調の生産数量に単価を乗じたもの）に所得率を乗じて林業生産国民所得を物的方法により推計した。右の所得率は、林野庁調による国有林の経理状況等を基礎にして求めた。つぎに右の所得率の算定資料から国有林経営における生産所得のうち人件費のしめる割合を算定し、この比率は民有林においても同一であると仮定して、これを先に求めた林業の生産所得に乗じて二十四年度の林業勤労所得を推計した。二十五、二十六年度は、右の二十四年度の所得を基準にして、素材、木炭、薪の生産量（林野庁調）と山林労賃（農林省調農村物価賃金調査）とを総合指数化して延長した。

水産業の勤労所得は、まず二十五年について精算した生産所得を基礎にして二十六年度分を延長推計した。すなわち、二十五年四月～二十六年三月にわたり月別魚種別漁獲高（水産庁調）に、それに見合う全国平均魚価（漁村物価調査による）を乗じたものを集計して二十五年漁獲総額を求め、これを二十四年漁業センサスの法人、個人経営、漁家別漁獲高によつて区分し、右の経営形態別漁獲額を集計し、さらにそれらに対応する所得率を、年次

法人企業統計調査(大蔵省調)、経本および北海道庁のサンプル調査および漁家経済調査から算出し、これらの率を右の経営形態別漁獲額に乗じてそれぞれの生産所得を計算した。つぎにその所得に、右の所得率のうちにしめる勤労所得の割合を乗じて漁家の勤労所得をえた。なお水産加工物および養殖の生産額は、右の漁獲高に対するこれらの比率を、前者は県民所得(北海道、大分等)、後者は大蔵省調の昭和十四年国民所得資料からえて求めた。所得率は前記の法人以外の調査からえ、漁業と同様にして勤労所得を推計した。

これから求めた水産業の、二十五年年度の勤労所得を基礎にして、二十五、二十六年年度四半期別雇傭(総理府統計局調労力調査)および賃金(二十六年八月以降の漁家経済調査とそれ以前の農村物価賃金調査による)の総合指数によつて延長して二十六年年度の勤労所得を推計した。

(ロ) その他の産業

この勤労所得は産業別雇傭者数に一人あたり平均賃金俸給を乗じて推計した。

産業別雇傭者数は、二十五年十月の国勢調査を基礎にし、労力調査(労調)によつて延長して月別に常備日傭者別のものを推計した。なお二十五年年度については、かくして求めた常備から産業別に重役数をさしひいた。二十六年年度については、勤労者数に常勤重役も含まれているので、重役の所得を各産業毎に控除した。

つぎに一人あたり賃金俸給は、常備については、鉱業、建設業(二十七年一—三月分のみ)製造業、卸売小売業金融不動産業、運通業およびその他公益事業の場合には、まず労力調査毎月勤労統計(毎勤)によつて現金給与を求め、さらに二十五年十月における現金給与に対する現物給与の比率(労力調査給与構成調査)により二十五、二十六年の現物給与を得た。かくしてえた月別現金、現物給与は三十人以上の規模のものであるから、失業保険料申告書による賃金統計結果報告書(労力省調)により概ね全規模のものに修正して推計した。

サービス業とその他分類不能の産業の所得については、前記の失業保険料申告書から卸売小売に対するこれらの産業の格差をさき求めた卸売小売業の賃金に乗じて推計し、また二十六年十二月以前の建設業は、毎勤の二十七年一—三月分の製造業に対する建設業の格差を製造業の賃金に乗じて求めた。なお公務は国家、地方別公務員と進駐軍

労務者にかけて二十五年の国勢調査の人員をウェイトして、それぞれの賃金俸給を加重平均して推計した。国家分は、人事院調による国家公務員の給与に超過勤務手当、年末手当を加えて、地方公務員は、地方自治庁の地方公務員実態調査に超過勤務手当、年末手当を加えて算出し、進駐軍分については、特別調査連庁調の連合軍関係労務者平均給与月額調等によつて求めた。

つぎに日傭労務者については、常備の場合と同様に、毎勤を利用する産業では、毎勤による毎月きまつて支給する給与を失業保険料申告書によつて修正したものに、労調の非農林業の常備と日傭の就業時間比を乗じて推計した。なおサービス業、その他分類の不能の産業については、常備の場合と同様に、業種間の格差を用いて推計し、建設業は、屋外労務者職業別賃金調査(労力省調)における建設業の現場の平均月額に月間稼働日数を乗じて算定した。さらに公務は、国家公務員の日傭月額に稼働日数を乗じて求めた。

(b) その他の被傭者報酬

まず兼業は、勤労者世帯収入調査(総理府統計局調)より世帯主の本業収入に対する副業収入の比率を農林水産業以外の勤労所得に乗じて推計した。

つぎに重役俸給については、まず二十五年法人企業統計調査(四半期別)から常勤重役給与の常備労力者給与に対する比率を求め、これを前項で推計した農林水産業以外の常備職員労務者の一人あたり賃金、俸給(公務をのぞく)に乗じて重役一人あたりの俸給を得、これに同調査より求めた二十五年の重役数を基礎にして税務統計会社表で延長して得た重役数を乗じて算定した。

さらに社会保険料雇主負担分は、社会保険の保険料額に雇主負担分の比率を乗じて求めた。チップは、昭和二十五年個人別賃金調査（労働省調）から飲食店、旅館、理髪美容業等の従業員のチップを一応推計上し、才費については、国会議員、都道府県市会議員についてのみ、それぞれ該当主務官庁に照会し、町村については一応推計によつて求めた。なお、チップ、才費等については不十分であるし、また勤労所得全体としてみて概念上脱落している項目も若干あるので、今後改訂する予定である。

(B) 個人業主所得

この所得は個人業主が自己や家族および雇傭労働によつて企業を運営してえた所得、すなわち、雇傭労働所得や賃貸および利子所得の項に計上される所得を除いた現金および現物所得であつて、発生主義でとらえらるべきものである。しかし現状では、資料の関係で一部現金主義で推計されている。なおこの所得は概ね所得税法の慣行にしたがつているので、事業税を所得とみず、間接税として控除した後のものである。

その推計は農林水産業およびその他の産業の個人業主所得と、勤労者の内職としての個人企業からの所得にわけて勤労所得と同様、林業水産業は物的方法、その他はすべて人的方法によつた。なおこの所得を米英等のものと比較する際には、在庫品評価調整後のものでなければならぬが、この点については目下その試算をおこなつていゝ程度である。

(a) 農林水産業

まず農業は、二十四年度について農家経済調査の月報から地帯別、耕作規模別農家一戸当り平均所得を求め、これに対応する農家戸数（二十二年臨時農業センサスと二十五年世界農業センサスにより補間推計）を乗じて推計し、さらに同調査の年報により減価償却などにつき必要な修正を施した。二十五、二十六年度の計数は、右の所得を農家戸数の変動と全府県平均農家一戸当り所得（農家経済調査）の趨勢により延長推計した。

林業は、まず二十四年度については、勤労所得の項でのべた二十四年度の生産所得から同年の勤労所得および法人所得を控除して求めた。右の二十四年度の法人所得は、二十五年度について法人企業統計調査から当期の利益金と損失金をえ、法人税の申告額と更正決定額の格差からえた比率等によつて修正して推計し、これを林産物価の総合指数により逆延長したものである。かくして推計した二十四年度の個人業主所得から林野庁調の生産量と林産物の日銀卸売物価との総合指数をもつて二十五、二十六年度をえた。

水産業は、勤労所得の項でのべた二十五年産生産所得から、同年の勤労所得および法人所得を控除して推計した。その法人所得は法人の生産額に年次法人企業統計調査からえた所得率を乗じて計算した。二十六年度は右の所得を基礎にして一応水産庁調の漁獲高と物価（水産庁作成の魚価指数）との総合指数により延長推計した。

(b) その他の産業

製造業、卸小売業などの産業大分類別の個人業主数に、一人あたり平均所得を乗じて推計した。

個人業主数は、勤労者数の推計とほぼ同様にして二十五、二十六年度の年間平均の計数をえた。一人あたりの所得はまず二十五年度について税務統計の所得種類別表から課税所得の主たる人員で、主たる所得と従たる所得との合計を除いて産業別の課税所得を算定し、つぎに経本国民所得調査室実施の二十五年個人企業（商工業）経済調査（日本商工会議所へ委託して行つたもので標本数約二、〇〇〇）からえた商工業個人業主所得に、右の税務統計より得た商工業個人業主所得と当該各産業との格差を乗じて、二十五年一業主当り平均所得を得た。かくして得た産業別一業主当り所得に業主数をかけて所得総額をえ、これを種々の指数によつて四半期分割をおこなつた。二十五年について、右の二十五年度四—十二月に二十五年とほぼ同様の方法で得た二十六年度一—三月を加え二十五年総額を得た。一業主当り平均所得は総額を業主数で除してえた。二十六年については、まず同室が日本統計協会および全国都

道府県に委託しておこなつた商工業個人企業経済調査のうち、二十六年八月、十一月における標本数六、〇〇〇について行つた所得調査と、やや少い標本による二十六年間にわたる月別売上状況等調査とをもとにして商工業の一人あたり所得を求めた。さらにこの所得は、そのままではやや規模の高い所得を反映しているので、二十五年事業所調査によつて規模差を修正し、ついで右の調査が都市のみをあらわしているのを、税務統計によつてえた全国平均所得と大都市平均所得との格差をつかつて商工業の一人あたり個人業主所得を推計し、個人企業経済調査の売上高の歴年度に対する年度の延びを見て、二十六年一業主当り平均所得を推計した。商工業以外の産業については、右の二十六年一業主当り平均所得を基準として、同年の一業主当り課税所得の製造業及び商業に対する各産業の比率によつて推計した。

(c) 内職所得

この所得は農林水産業以外の勤労所得に、勤労者世帯収入調査の世帯主本業収入に対する内職による収入の比率を乗じて推計した。

(C) 個人賃貸料所得

この所得は個人が所有する不動産の賃貸から生ずる所得であるが、不動産の賃貸を本業とする個人業主の所得はふくまれない。

ここには田畑小作料、宅地地代、家賃の所得のみを計上することとしているが、その他個人が所有する特許権、著作権等にもとづいて発生する所得もふくまれるべきである。なお個人業主自身が所有する営業用宅地地代、家賃は、個人業主の所得の一部を構成するものであつて、本項には当然ふくまれないが、他の個人（個人業主を含む）が右の資産を所有し、個人業主に賃貸することによつてえた所得はこの項に計上されるのである。

なおこれらの所得には、個人所有の自家消費用宅地地代、家賃から発生する所得も評価計上されている。これらの所得は、賃貸料の総額から減価償却費、修繕費、固定資産税等の費用を控除した純額として推計されている。

(a) 田畑小作料

田畑別反当り小作料（勦銀調）にそれぞれ田畑別小作地面積（二十四年農地センサス）を乗じたものから、一応田畑別固定資産税を控除して推計している。

(b) 宅地地代

これは次のごとく推計した宅地面積に一坪当り純地代を乗じて推計した。

(イ) 宅地面積 宅地面積は、まず二十五年間については税務統計による総宅地面積をとり、これから農漁家分を推計控除してその他の面積を算定し、つぎにこの面積から、二十二年宅地調査の比率により法人所有分および個人所有自己使用営業用分を控除し、これに二十三年農家経済調査と二十五年世界農業センサスを利用して推計した農家所有消費用宅地と二十四年漁業センサスによる漁家（専業および貸勞働兼業漁家）戸数に漁家一戸当り宅地面積（農家の消費用と同一と見なした）を乗じて求めた漁家宅地とを加えて推計した。

(ロ) 一坪当り宅地地代 物価庁資料により全国平均標準地代（二十五年八月現在）を用い、これから地租額（賃貸価格の二、四倍）を控除した。

なお右の(イ)(ロ)については二十六年度は一応二十五年度と同一とみなしたが、この推計に若干問題があるので今後改算する予定である。

(c) 家賃

(イ) 住宅面積 住宅面積は、まず二十五年間については税務統計による家屋総床面積を、住家、店舗、工場、倉庫、

その他別にとり、これより住家をのぞいたものについて、二十三年住宅調査(建設省調)の比率により法人所有分および個人所有分を控除したものと、右の住家分とを合計して推計した。すなわち右の推計のさいには、まず店舗と工場については併用(自己所有と借用別)専用(同上)別に前者は住宅調査、後者は建設省からのアンケートによつて推計し、併用の店舗および工場の法人所有分をおとし、つぎにこれからその自己所有分の二分の一を営業用と見なし除去した。また専用の店舗および工場についても同様に、まず法人所有分をおとし、つぎにこれからの自己所有分の全部を控除したのである。倉庫、その他については専用の店舗および工場と同様に取扱つた。

なお二十六年度については地方財政委員会調の家屋床面積に改め、他は二十五年度と同一の方法によつた。

(ロ) 坪当り家賃 物価庁資料による東京都の昭和十三年から二十五年までの年別統制家賃を、税務統計からの東京都に対する平均坪当り賃賃価格の格差によつて全国平均のものに修正し、さらに十三年から十六年までの各年の上述全国平均家賃を、建築時期別住宅戸数(二十三年住宅調査による)によつて加重平均したものと、それ以後の年次のものを再び建築時期別住宅戸数(同上住宅調査による)により加重平均して二十五年八月の坪当り家賃を推計した。二十五年平均家賃は総理府統計局消費者価格調査(C・P・S・)の家賃指数の傾向により右の八月の家賃を補外して求めた。二十六年についても同様にして推計した。

右の坪当り家賃に(イ)で求めた住宅面積をかけて総家賃を算出した。つぎに東京都の統制家賃の原価構成調から修繕費、減価償却費、家屋税を概ねまえにのべた平均家賃の推計方法と同様にして、家賃に対するそれぞれの比率を計算し、これらの比率を総家賃に乗じてえた金額を総家賃から控除して純家賃を推計した。

(D) 個人利子所得

個人が政府、民間企業から受取る貨幣利子および帰属利子からなる。政府からの利子は生産公債利子のうち個人に支払われたもののみである。なお、官公事業剰余でふくめた会計以外の会計が得た利子をも含めた。帰属利子とは、個人の預金者が金融機関によるその預金の管理運用に伴つて無償で金融機関からうけたサービスと、生命保険会社によつて個人の勘定として留保された投資収入とである。

なお、帰属利子について、それが如何なる意味のものであるかを若干説明しておこう。銀行は通常、預金者の所有する預金を他の経済部門に投資運用する。その経済部門で発生した投資所得は銀行の収入となつて、それは銀行に生産要素を提供する者のうち、預金者にまず貨幣利子として支払われ、残余の利権は貸金として支払われ、さらにその残りは利潤となる。

この場合の国民所得は分配面では、以上の投資運用収入のみである。そこで上記の投資運用収入からその一部は預金者に貨幣預金利子として支払われ、その残余を銀行に留保する事実を、銀行の機能から考えると、それは預金者にその預金を運用するサービスを無償で与えているとも見なしよう。このサービスの生産に伴つて預金者に発生する利子のことを帰属利子という。

したがつて、このように考えた場合の分配国民所得は、他の経済部門で発生した投資運用所得が、預金者に貨幣利子として実際に支払われた分と、銀行の生産諸要素の貸金、利潤として化体して発生した分と、実際には個人の預金者には支払われないが、銀行が預金者に無償で与える帰属サービスに見合つて発生し、預金者に属することく考え、いわゆる帰属利子の合計からなる。

なお、この投資運用所得に見合つて生産された生産物と帰属サービスの合計が右の分配国民所得の生産又は支出面

の総額を構成し、両者は一致するわけである。

個人利子の推計方法としては、米国商務省では産業別の支払貨幣および帰属利子からこれらの受取利子を控除する方法によつてゐるが、わが国では資料の関係上、貨幣利子としては、政府や個人がその預貯金や有価証券投資からうける貨幣利子を推計し、これに帰属利子として、金融機関や生命保険の受取利子配当収入から支払貨幣利子を控除した残余の個人分を計上してゐる。

(a) 貨幣利子

貨幣利子のうち政府分は、一般会計及び見返資金特別会計や社会保険会計等の運用利息収入を決算書や予算書からえ、また政府以外の分としては、銀行、信託、無尽、信組、預金部、農協、生保等の損益計算書からまず支払利息を求め、これから個人法人別預貯金残高等やアンケートを基として個人分を推計した。なお政府以外の貨幣利子から、金融機関保有の赤字国債利子を推計し、これを振替所得とみなして控除した。但し二十七年一月三分は預貯金残高等から簡易に二十六年十一月十二月に対する傾向をもととして推計した。また有価証券利息として国債、事業債利子の個人分を計上した。

(b) 帰属利子

政府以外の金融機関の損益計算書によつて、銀行等については、その証券および貸出収入から預金、債券、借入金利息および日銀よりの借入金利息を控除したものに、個人、法人別預貯金残高等を基にして求めた個人分の比率を乗じて個人分の帰属利子を推計した。生保については、損益計算書から投資収入を求め、それから支払利息をひいた残余を全部個人の帰属利子とした。ただし昭和二十七年一月三分は、預貯金残高、貸付残高等から簡易に帰属利子の二十六年十一月十二月にたいする傾向を求めて推計した。

(E) 法人所得

法人所得は、法人税、個人配当および法人未分配利潤からなるが、まず税務統計の会社表、四半期別法人企業統計調査等によつて、利益会社について二十五年度の税込み利益金額を推計し、それから損失会社の損失金額を控除して一般法人の所得をもとめ、これに税務統計による特殊法人の所得を加え、さらに日本銀行、復興金融庫の納付金及び同金庫剰余金（但し貸付返済分をのぞく）を加えたものを二十五年度の法人所得総額とした。

右の税込み利益金額の推計は、法人税表の会社表からえた二十五年度における税込のものをも四半期別法人企業統計調査により二十五歴年分に修正し、さらにこれを課税所得の申告額と更正決定額との格差によつて調整して求めた。右の欠損金額は、四半期別法人企業統計調査等をもとにしてえた利益会社の税込み利益金に対する欠損会社の欠損金の比率を、右の調整後の税込み利益金額に乗じて推計した。特殊法人については、税務統計の税込み利益金に、前記の課税所得の申告額と更正決定額との比率を乗じて求めた。未分配利潤は、さきに求めた法人所得総額から個人配当所得および法人税を控除してもとめた。この場合の個人配当所得は、法人の利益分配による重役賞与、株主配当および特殊法人の剰余金分配並びに役員賞与からなるが、これらは税務統計の会社表等をもとにして推計した。なお右の株主配当のうち、個人分を東京証券取引所調の株式所有者別調を基礎として推計した。法人税には、これに類する負担として日銀納付金および復金納付金（貸付返済分をのぞく）をもふくんでゐるが、これは財政の決算見込等によつて推計した。

つぎに、二十五年度は右の二十五歴年分の法人所得、法人税、個人配当所得、法人留保分を四半期別に分割したもののより二十五年一月—三月分を控除し、二十六年一月—三月分を加えて算出した。四半期別分割は、法人所得に就ては、四半期別法人企業統計調査の仮決算「損益」を修正したものにより、法人税等は実績により、個人配当所得は同資

料の「賞与プラス配当」の傾向で分割して算出した。法人留保分は上記の差引によつた。

二十六歴年については、資料の関係で、細部の点は二十五年と同一の方法によることが出来なかつた。まず税務統計より税込利益金額を求め、これに二十五年と同率の繰越損金を加え、更正決定率を乗じ、更に決算期修正を行つて、利益金額を算出し、これより欠損金を控除し、特殊法人の所得及び日銀、復金納付金、復金剰余金を加算して法人所得を算出した。個人配当所得は、法人企業統計調査(年次)の利益金額に対する個人配当所得の割合の趨勢で、二十五歴年に用いた右の割合を修正したものを、官利、非営利法人の所得に乘じて算出した。他は二十五年とほぼ同様である。

なお二十六年度は、資料の関係で、営利法人利益金、欠損金は法人企業統計調査(四半期別)の二十六歴年に対する二十六年度の延びで推計し、特別法人は歴年と同一と見、他の納付金、剰余金、法人税は実績により、個人配当所得は二十六年度の一般法人利益金と特別法人剰余金の合計額を計算した際と同一の比率を乘じて算出し、法人留保分は差引によつた。

(F) 官公事業剰余

この所得は印刷庁、林野庁、国有鉄道、電通、郵政、預金部、造幣庁、貴金屬、食管、専売(間接税とみなされる益金を除く)アルコール等の特別会計、また二十六年度においては郵便貯金を預金部と分離して、それらの事業の剰余を決算見込等によつて推計した。昭和二十六歴年において計上した刑務所、国立病院の剰余は概念上疑義があるので除外した。

(G) 海外よりの所得

この所得は被備者報酬、賃貸料所得、利子、法人所得等の要素所得の海外からの受取から、海外への支払を差引したわが国の海外よりの純所得のことであつて、以上でのべた分配国民所得の各項目に分散して計上することもあるが、本推計では一括この項に計上している。この所得は大蔵省調のわが国国際収支表によつて、投資利益の受取から支払を差引いて推計した。

(2) 調整項目等

この項目は、間接事業税と資本減耗引当および事業振替支出を加えたものから補助金を控除したものである。調整項目を分配国民所得に加えると、国民総生産費という概念をうるわけであるが、その理由は、分配国民所得が純生産物の価値を要素費用で評価したものであるのに対し、国民総生産費は、総生産物の価値(中間生産物の価値を含みない)を市場価格で評価した国民総生産を生産するための費用をあらわすものであるからである。

すなわち、分配国民所得に間接事業税および事業振替支出を加え、補助金を控除すると国民純生産(市場価格で評価されたもの)なる概念をうるのであるが、そのわけは、たとえば市価で千円の煙草が生産され個人消費支出として売られたとしたさい、その費用区分を見ると、原材料等が仮に零で、要素費用である賃銀二百円、間接税とみなされる専売益金が八百円であつたとする。この場合国民純生産または支出は、個人消費支出千円からなり、分配国民所得は賃銀部分の二百円となるから、両者をバランスさせるためには、調整項目として右の専売益金八百円を加えねばならぬのである。また、生産者価格より市場価格が価格差補助金政策により安くされている場合は、事情は右の間接税の場合とは逆に、市場価格で評価された国民純生産と、分配国民所得をバランスさせるためには、後者から右の補給金を調整項目として控除せねばならぬのである。

また、間接税や補助金を調整項目とするわけの一つとして、右のほか国民所得の大いさを時々の租税や価格政策から中立にしておこうというねらいもあるとせられてゐる。

なお、事業振替支出を分配国民所得に加える理由は、企業がその利潤を計算するさい、消費者貸倒金、慈善団体等(の寄附金、および広告費として消費者へ提供するマッチ等の景品などの、いわゆる事業振替支出を損金として控除

するので、この項目をもふくめた市価であらわされた国民純生産と、この項目を除いた要素費用で評価された分配国民所得とをバランスさせるためである。

つきに右でえた国民純生産の生産のための費用に資本減耗引当を加えれば、国民総生産費がえられる。

(A) 間接專業税

間接税及び同税外負担より成つており、中央財政、地方財政別に推計した。中央財政においては、間接税は、租税において他に転嫁せしめうるものと考えられるものを計上した。主たるものは、酒税、清涼飲料税、織物消費税、通行税、関税、屯税、物品税等である。税外負担は、印紙収入、専売益金、価格差益納付金等を計上した。資料は決算見込によつた。

地方財政については、間接税は、地方税の間接税と見られる附加税、独立税などを計上した。税外負担は、使用料及び手数料の法人分と見られるものを計上した。又これらの四半期分割は酒税、物品税の収入済額を用いた。資料は決算見込によつた。

(B) 補助金

政府の財貨サービス購入算出の過程における控除項目のうち、価格調整費(食糧、鉄鋼、肥料)及び損失補償金(国立病院、郵政事業、郵便貯金特別会計への繰入れ)等を補助金とした。

(C) 資本減耗引当

資本減耗引当は、減価償却費と資本の偶発損失及び経常費としての資本支出であつて、後の二者は時価ベースで評価されるが、減価償却は簿価をもつて評価されている。

(a) 減価償却費

減価償却費は、官業、法人企業、個人企業及び個人住宅について計上した。官業は、官公企業の減価償却額を決算書により、特別会計については、造幣、印刷、通信、アルコール、専売、食管について同じく決算見込により減価償却費をそのままとつた。

法人企業については、法人企業調査(年次)による減価償却費を基礎としたが、若干過少と思われるので、右の調査による払込資本金と、税務統計による払込資本金の率により右の調査の減価償却費を一応拡大して推計した。

個人企業については、資料の関係で農、商、工、鉱、建設及び運輸通信業について推計を行った。農業は、農家経済調査より一戸当りの農業収益に対する減価償却費の比率を求め、之を分配面で推計した農業個人業主所得に乗じて、農業減価償却費を推計した。商工業については、二十五年度の減価償却費を求め、前後に個人業主所得(分配)の傾向で延長推計した。すなわち二十五年度は先ず、商工業個人業主所得(分配)を個人企業調査から求めた所得率で除して売上高を逆算し、これに別途四半期別法人企業調査より求めた売上に対する減価償却の率を乗じて、商工業の減価償却費を推計した。鉱業、建設業、運輸通信業は法人企業調査(年次)からそれぞれ払込資本金二百万円以下の法人の附加価値(人件費と純損益の合計)に対する減価償却費の割合を求め、当該個人業主所得に乗じて求めた。

個人住宅については、分配所得項目の賃貸料所得純家賃算出過程に於て、東京都統制家賃に見合う減価償却費の割合九・八%を総家賃に乗じて求めた二五年分を、家賃指数により前後に延長推計した。

(b) 資本偶発損

固定資産に対する偶発損とは、工場の建物、機械等の固定資産や森林等が、火災や風水害等によつて受けた損失は、通常個々の企業によつて行われている減価償却費ではカバーされるものではないが、この損害は国民経済的にみた資本補填の経費と見なすべきものである。これは損害保険による支払保険金、準備金等と国有林の火災保険損

益計算書より、^{支拂}保険金、責任準備金及び支払準備金の純増加額をとつた。

国有林については、林野庁資料、国営森林火災保険よりの保険金支払額をそのままとつた。

(C) 経常支出としての資本支出

経常費にあてられた資本支出は、個々の企業において、ドリルや工具等の小道具類のような比較的耐用命数が短く、償却資産として取扱うよりむしろ損益勘定の経常損失として取扱われているものをさすのである。現在資料の関係で推計方法を研究中のものである。

(D) 統計上のそと

この項目は、以上の諸項目の合計と、つぎに述べる国民総支出との不一致額をしめすものである。これは右の兩者の推計方法が異なり、かつ、特にその推計の基礎資料も相違し、その信頼度にも差があるので、理論的には兩者は一致すべきにもかかわらず、現状では表で見ると若干の不一致が生ずるのである。

(二) 国民総支出

これは個人消費支出、国内民間総資本形成、海外純投資及び財貨用役に対する政府支出からなる。

(1) 個人消費支出

これは個人や非営利団体（個人にサービスを提供するもののみ）の財貨及び用役に対する支出であつて、食料費、被服費、光熱費、住居費、雑費（帰属利子と本邦人海外純消費を含む）からなる。

(A) 食料費（酒、煙草を含む）

二十五年度は配給統計、生産統計、税務統計等を用い、生産物集計法に準じた物的方法で推計し、これを人的方法による指数（二十五年一〇〇）により、四半期別に延長推計した。（附三、家計調査による個人消費支出参照）

(B) 被服費

二十二年度の物的推計額を基礎に、経済審議庁調査課調の物量指数に金額（C・P・I・東京）と人口の動きを加重した指数により二十六歴年まで延長し、四半期別分割は人的方法の構成比によつた。さらに二十七年一—三月を人的方法の二十六歴年計に対する二十七年一—三月の傾向より推計し、四半期別に積算して二十六年度を推計した。

(C) 光熱費

食料費と同一方法により推計した。

(D) 住居費（地代家賃を除く）

人的方法による計数を求め、二十一年度における住居費中に占める地代家賃の比率五〇％により地代家賃を除き推計した。

(E) 雑費（帰属利子を除く）

被服費と同一方法により推計した。

(F) 地代家賃（住居費）

住居費のうち地代家賃については自己所有自己使用分の用役を加算する必要から、(D)の住居費の推計方法から切離して推計した。（分配国民所得中の地代家賃の項参照）二十六年十二月迄は従来の方法により、二十七年一—三月は、人的方法の二十六歴年計に対する二十七年一—三月の傾向により推計した。

(G) 帰属利子（雑費）

金融機関の帰属利子及び生命保険の帰属サービスを加算したもの（個人の帰属利子の細部は分配国民所得の帰属利子の項参照）

(H) 本邦人海外純消費（雜費）

大藏省調のわが国國際收支表の貿易外收支項目の、本邦人海外消費から海外人本邦消費を差引いたものである。

(2) 国内民間総資本形成

これは、民間企業や非営利団体等の建物の建設と生産者耐久施設に対する支出に、事業在庫品の増減を加えたものからなるが、既存資産の購入や財政の資本支出をふくまない。なお、事業在庫品の増減は商品、原材料および仕掛品等の期末と期初の純物量増減に当該期間中の平均市価を乗じて推計すべきものであるが、既述のごとく目下試算の程度であつて、統計表ではかかる方法によらず簿価による増減を計上したものである。

(A) 個人住宅

個人住宅は生産用施設として掲げられない建築物で、個人が居住を目的とした建築物である。農家の居住用建物は農業個人企業の投資として計上されているので、この項目では除去する必要がある。

建設省調建築物動態統計（着工額）により、全建築物のうち居住用（住宅用、準住宅用）を算定し、その中より同統計の専用住宅と農家住宅との坪数の比率によつて前記居住用建築物中にしめる農家分を除去し、残りを居住用とした。なお着工工事額は可成り過少（過少申請）となつていたのでアンケートにより三割増を見込んだ。

(B) 生産者耐久施設及び在庫品増加

(a) 法人企業

二十六年四月六月及び二十七年一月三月については、法人企業調査（四半期別）により資本金二〇〇万円以上の法人の建物、有形固定資産、土地（改良費）の新設増加分と、建設仮勘定についてのその新設分（譲受と売却減失の差額を除く）との合計を固定資産増加額とした。二十六年七月十二月については、前記四半期別法人企業調査が法人企業の新投資と見られない再々評価等を含んでおり、その除去が不可能なので、この資料によらず、資金面より推計した設備資金の傾向により、二十六年四月六月を基礎として四半期別延長推計を行つた。二十七年一月三月は時期的に再々評価額が含まれていないものとして前記四半期別調査の生産設備をそのままとつた。

払込資本金二〇〇万円以下の法人企業については、法人企業調査（年次）の払込資本金二〇〇万円以上と以下における固定資産（建物、有形固定資産）の比により推計加算した。減価償却費は別途推計によるもので、法人調査のそれとおきかえた。（調整項目法人減価償却費参照）在庫品増加については二十六年度は生産施設におけると同く法人企業調査（四半期別）により、第四・四半期末と第一・四半期末との残高の差引を、二十六年度における資本金二〇〇万円以上の法人の在庫品増加額とした。資本金二〇〇万円以下の法人の在庫品増加は、生産設備に於けると同様の方法により推計求めた。四半期別分割は資金面より推計した運転資金の傾向によつた。

(b) 個人企業

個人企業の投資は、農業、商業、製造業、飲業、建設業及び運輸通信業についてのみ調査推計し、全産業については行つていない。

農業は農家経済調査により農業利益（農業収入マイナス農業支出）に対する農業投資（建物、大農機具について行い、その他大動物、植物等は無視した）の比及び在庫品増加額の比を求め、分配面で推計した農業個人業主所得に乗じて算出した。農業投資は減価償却費を含まない純投資であるので、減価償却費を純投資の推計と同じ方法により推計加算し、総投資を算出した。

商工業は二十五年について経本調査による個人企業経済調査から一業主当りの営業利益に対する投資の比率を求め

(生産施設は土地、家屋、機械設備費から財産売却収入を除いたもの、在庫品は増減額)、分配面で推計した二十五年商工業個人業主所得に乗じて算出したものを、資本金二〇〇万円以下の法人の設備及び在庫品増加の二十六年への傾向により延長した。四半期別振分けは個人業主所得の傾向によつた。

斂業以下は、法人企業調査(年次)により、払込資本金二〇〇万円以下の企業につき附加価値(人件費プラス純益)に対する投資の割合を求め、この比率をそれぞれの個人業主所得に乗じて推計した。

(3) 海外純投資

大蔵省調わが国国際収支表により貿易及び貿易外の受取額から支払額を差引き、さらに援助輸入額を控除して推計した。従来一般貿易として税関統計に計上されていたものには、運賃、保険料等サービス部分が含まれていたが、今次推計ではこれを除去し、貿易外項目に入れかえた。

対日援助物資の取扱いは、国際収支上は無償で提供されたものと見るべきではないので、その見合として、受取側に援助物資と同額を計上し両者をバランスさせている。又終戦処理費についても同様の取扱を行つてゐる。

しかし、現実に援助輸入があつたわけであるから、国民所得統計上ではこれを支払側に立てる必要があり、受取側に計上されている見合資金を除去した。

特需については、物資は貿易(一般貿易)に、サービス部分は貿易外にそれぞれ振分けた。二十六年のわが国国際収支表は歴年についての調査であるので年度におきかえた。即ち、先ず、貿易については、E・S・S・(総司令部経済科学局)の月別調査により四半期別に振分け、同じ傾向で推計した二十七年一月—三月を含め、二十六年一月—三月を除去し、貿易外については、四半期別に振分けて二十七年一月—三月への延長指数はF・E・C・B・(外国為替管理委員会)資料によつた。(海運保険は当該項目により、その他は同資料の海運、保険以外一本にした項目の傾向を用いた。)

分配国民所得における海外所得(要素費用)は貿易外の収支項目のうち、直接間接投資収益の受払差額によつた。国民総支出中の個人消費における海外消費は、本邦人海外消費、個人団体関係の一方的移転の合計と、外国人の本邦内消費、個人団体関係の一方的移転の合計との差引である。受取超過の場合は外国人が日本でそれだけよけいに消費したのであるから、日本の個人消費では減少としてあらわれる。

(4) 政府の財貨とサービス購入

今回用いた推計方法は、旧推計(昭和二十六年度国民所得調査報告参照)の方法を踏襲してゐる。その概要は次の通りである。

(A) 中央財政(昭和二十六年年度決算見込による)

中央財政は一般会計、企業会計、非企業特別会計に区分する。

(a) 一般会計

一般会計は支出済歳出総額から、会計間の重複(特別会計と一般会計、一般会計と地方財政、一般会計と政府機関)価格調整費、損失補償、出資及び投資、振替支出、国債費その他の項目を控除して、財貨及び用役の購入額を算定した。但し従来控除項目に挙げて来た政府事業経費(刑務所作業費等)は控除項目には入れなかつた。その理由は、刑務所収入を官業事業収入とみなすことに疑義があるため、今迄除外した経費分を行政費と見なしたことに由る。

(b) 企業会計(特別会計と政府機関のうち企業とみなされるもの)

企業会計の新投資額は、固定資産と土地作業資産の期末在高より期首のそれを差引いてえた純増分に、減価償却費を加えて推計した。ただし、右の算定には建築物の買入を含まず、また公団についていえば固定資産を考えず在庫品の増減のみを考慮に入れた。

(c) 非企業特別会計

非企業特別会計は、一般会計と同じく、各会計毎に、支出済歳出総額から、他会計繰入、保険給付金、振替支出を控除して経常費を算定した。

(B) 地方財政(地方財政概要、昭和二十六年収入支出済額による)

地方財政は、公営企業以外の会計分と公営企業分とに分ち、公営企業以外の分については中央財政に準じ、歳出総額から国庫支出金、公共事業費分担金、公債費、振替支出等の項目を控除して財貨及び用役の購入額を算定し、公営企業については、昭和二十六年度は地方財政委員会資料の地方財政概要によつて直接新投資分を推計し計上した。

(C) 四半期分割

昭和二十六年度の四半期分割は毎四半期の支出済現計によつて行い、整理期間分は第四・四半期に含めた。但し、鉄道、専売、郵政、電通を除く企業会計と、地方公営企業は資料不備のため年度分を四等分して推計した、

二 昭和二十一年度乃至二十五年

(一) 国民総生産費

(1) 分配国民所得

昭和二十一—二十五年年度の推計方法は、二十六年年度の推計方法と大体同じであるから、とくに相違している点等を簡単に説明すれば以下の如くである。なお、二十五年年度については、一、の二十六年年度の推計方法をのべるさいに殆ど完全にふれておいたので、ここでは主として、二十一—二十四年度を中心として説明していることを注意しておく。

(A) 勤労所得

(a) 賃金俸給所得

(1) 農林水産業

(I) 農業は、まず各年とも農家経済調査年報より、農業所得に対する雇傭労賃の比率を求め、後述の農業個人業主所得に乗じて各年の勤労所得をえた。

(II) 林業は二十五、二十六年度と同じく、二十四年度を基礎にして推計した。すなわち、まず林野庁調の各年度についての素材、木炭、薪、ガス薪、特殊林産物の生産数量を国有民有林別に分け、これを二十四年度をもとにして指数化し、これと日銀調、林産物の卸売物価によつて総合指数を求めた。つぎにこの指数を、二十四年度林業の国有、民有別生産額に乗じて各年度の生産額を求め、更にこの生産額を、木材の卸売価格と実効価格との格差によつて修正した。

昭和二十一年度は国有、民有林の生産数量の区別不明のため、二十二年度と同一に区分した。

右の生産額に、林野庁調による国有林の経理状況等によつて国有、民有林別に求めた各年度の所得率を乗じて、生産所得をえた。

つぎに右の所得率の算定資料から、国有林経営における生産所得のうち人件費のしめる割合を各年ごとに算出し、この比率は民有林においても同一であると仮定して、これを先にもとめた各年別生産所得に乗じて、林業勤労所得を推計した。

(III) 水産業は、二十五年年度についてくわしく推計した生産所得を基礎にして逆延長し、各年度分をえた。推計方法は大体、二十六年度と同じ方法によつて、まず、二十四年度を推計した。